

## 国保に加入されている70歳以上の方へ

問 医療年金課  
☎内線1724～1727

### 70歳からの高額療養費の自己負担限度額が変わります。

国保では、医療費が高額になったときに皆さんの負担が大きくなるように、所得などに応じて自己負担の限度額を定め、それを超えた分は国保から支給しています(高額療養費制度)。このうち国保に加入されている70歳以上の方の限度額について見直しが行われ、平成29年8月から変更されます。

### 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

平成29年7月まで			平成29年8月から		
所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 -267,000円) × 1%*	現役並み 所得者	57,600円	80,100円 + (医療費 -267,000円) × 1%*
一般	12,000円	44,400円	一般	14,000円 (8月～翌年7月 の年間限度額 144,000円)	57,600円*
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

### 70歳以上の方の所得区分

#### ●現役並み所得者

住民税課税所得145万円以上の方などで、医療費の自己負担割合が3割の方。

#### ●一般

住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の方。

#### ●低所得者Ⅱ

住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の方。

#### ●低所得者Ⅰ

住民税非課税世帯で世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。

※過去12カ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降の限度額は44,400円です。

### 8月から高額療養費の申請方法と支給方法が選べるようになります。

高額療養費が支給される方には支給申請の通知を

お送りしていますが、申請・支給の方法を下記よりお選びください。

#### ①窓口で申請して、現金で即日支給(今まで通り)。

通知に記載されている支払開始日または支払開始日以降の火曜日と金曜日の午前9時30分～正午または午後1時～3時にお越しいただき申請してください。現金で受け取ることができます。

#### ②窓口で申請して、口座振込で支給。

平日午前8時30分～午後5時15分までの間にお越しいただき申請してください。申請から口座に振込するまでに約1カ月程度の時間がかかります。

#### ③郵送で申請して、口座振込で支給。

高額療養費支給申請書に必要事項を記入して、市医療年金課まで郵送してください。ご指定の口座に振込で支給します(窓口にお越しいただく必要はありません)。申請から口座に振込するまでに約1カ月程度の時間がかかります。

該当する方には高額療養費支給申請の通知をお送りしています。申請に必要なことの詳細が記載されていますのでご確認ください。

◆問い合わせ 医療年金課(国保年金グループ) ☎873-2111内線1724～1727